（入札業務規程の認可の申請）

第四条　指定入札機関は、法第四十二条第一項前段の規定により入札業務規程の認可を受けようとするときは、様式第二による申請書に当該認可に係る入札業務規程を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

2　指定入札機関は、法第四十二条第一項後段の規定により入札業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止の許可の申請）

第五条　指定入札機関は、法第四十四条の許可を受けようとするときは、様式第四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（保証金の処分）

第六条　指定入札機関は、落札者が入札実施指針に定める事由に該当した場合には、当該落札者が提供した保証金に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

（帳簿）

第七条　法第四十五条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第六条の規定により再生可能エネルギー発電事業計画（以下「入札参加に係る事業計画」という。）を提出した者（以下「提出者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　提出者から入札参加に係る事業計画の提出を受けた年月日

三　提出者の識別番号

四　提出者の入札の参加の可否の別

五　提出者の入札の参加を拒否した場合にあっては、その理由

六　提出者に入札に参加することができる旨又は参加することができない旨を通知した年月日

七　入札の参加者が入札した年月日並びに当該参加者の用いる再生可能エネルギー発電設備の出力及び供給価格

八　入札の参加者に係る手数料の収納に関する事項

九　入札の参加者に係る保証金の収納、管理、返還及び国庫への納付に関する事項

十　入札の参加者ごとの入札の結果

十一　落札者に落札者として決定した旨を通知した年月日

2　法第四十五条第一項の帳簿は、入札業務を行う事務所ごとに備え付け、入札業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

3　前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第八条　指定入札機関は、法第四十七条の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名

二　選任又は解任の理由

三　選任の場合にあっては、その者の略歴

2　前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第四十条第二号イ及びロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

（入札業務の引継ぎ）

第九条　指定入札機関（経済産業大臣が法第五十条第一項又は第二項の規定により指定入札機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定入札機関であった者。以下この条において同じ。）は、法第五十一条第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　入札業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。

二　入札業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き継ぐこと。

三　当該指定入札機関が管理する保証金に相当する額の金銭を経済産業大臣に引き継ぐこと。

四　その他経済産業大臣が必要と認める事項

（立入検査）

第十条　法第七十六条第三項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

様式第1

指　定　申　請　書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者　住　所（〒　　－　　）
（ふりがな）
名　称
（ふりがな）　　印
（法人番号：　　）
（ふりがな）
代表者　氏　名
（ふりがな）　　印

電話番号　（　　）　　－

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第39条第１項の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1．入札業務を行う事務所の所在地

2．入札業務の開始予定年月日

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第2

入札業務規程認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者　住　所（〒　　－　　）
（ふりがな）
名　称
（ふりがな）　　印
（法人番号：　　）
（ふりがな）
代表者　氏　名
（ふりがな）　　印

電話番号　（　　）　　－

入札業務規程について認可を受けたいので、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第42条第１項前段の規定により、別添のとおり申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。